

告 示

埼玉県告示第千二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業さいたま中央地区（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和二年十一月二日から令和二年十二月二日まで

二 縦覧場所

さいたま市役所